

「How To 点検・整備&検査 日産リーフ (ZE1 型) 編」について

本書は、日産リーフ（型式：ZAA-ZE1、平成 29 年 10 月～発売モデル）に関し、自動車点検基準別表で規定されている点検箇所の点検方法、定期点検に基づく整備要領及び指定自動車整備事業規則で規定されている検査の基準に則した完成検査の注意点等を主に、実車の写真と共に下記に掲げる項目をまとめたものです。なお、故障、事故等が生じた場合であっても弊社はいかなる責任を負うことができません。従って、参考図書としてご活用下さい。

◆収録内容・目次◆

第 1 章 特記事項

1 電動パワートレイン概要	3
2 特別教育の義務付け	4
3 高電圧回路に関する注意	6
4 充電について	10
5 電制制御装置整備の対象車両及び装置	14

第 2 章 総説

1 販売車種一覧	16
2 打刻位置及びモデルナンバプレート	17
3 バッテリ端子取り外し時の注意	18
4 バッテリ端子取り外し時に必要な作業	19
5 バッテリ上がり時の車両の取扱い	21
6 車両運送	22
7 パークロック強制解除	23
8 電動パーキングブレーキ強制解除	24
9 ジャッキ・リフトアップ支持位置	25

第 3 章 日常点検

1 点検箇所とその方法	26
-------------	----

第 4 章 定期点検

1 かじ取り装置	33
2 制動装置	38
3 走行装置	48
4 緩衝装置	51
5 動力伝達装置	53
6 電気装置	56
7 原動機	57
8 ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の 発散防止装置	60
9 警音器、窓ふき器、洗浄液噴射装置、 デフロスタ及び施錠装置	60
10 エグゾースト・パイプ及びマフラ	61
11 エア・コンプレッサ	62

12 高圧ガスを燃料とする燃料装置等	62
13 車枠及び車体	62
14 連結装置	63
15 座席	63
16 開扉発車防止装置	64
17 その他	65
18 メーカー指定項目／電気自動車専用装置	66
19 点検整備記録簿・別表第 3 記載例	70
20 点検整備記録簿・別表第 5 記載例	72
21 点検整備記録簿・別表第 6 記載例	74

第 5 章 整備

1 ブレーキフルードエア抜き	76
2 ブレーキホース交換	78
3 ディスクキャリパのシール及び ダストシール交換	79
4 ブレーキペダル調整	80
5 ストロークセンサ 0 点学習	82
6 ブレーキパッド交換	86
7 減速機オイル交換	89
8 高電圧冷却システム冷却水交換	90
9 充電ポート関連	92
10 フロントカメラ・エイミング	96

第 6 章 完成検査

1 自動車検査証等の記載事項との照合／ 同一性の確認	104
2 構造に関する検査	108
3 装置に関する検査（その 1）／ テスタによる検査	111
4 装置に関する検査（その 2）	114
5 装置に関する検査（その 3）	117
6 指定整備記録簿の記載例	120
資料 自動車部品装着時の取扱い	121

使用した実車は、初度登録年月平成 30 年 3 月、車台番号 ZE1-020 ***（下三桁は割愛、下表により区分①に該当する自動車）、社内記号 FSDARG9ZE16DA、オプション記号 --AAB（G グレード）のものであり、生産年月等により細部が異なる場合もあることをご了承ください。

出版に際し、参考にした文献等は次のとおり。

- 日産自動車株式会社発行リーフ ZE1 型車 ESM（Electronic Service Manual）

本書における区分	車台番号	生産年月	概要
①	ZE1-000001 ～	2017.09 (H29.09) ～ 2018.12 (H30.12)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 新型発売 ▪ 40kWh リチウムイオンバッテリー + 最大出力 110kW (150PS) 搭載
②	ZE1-051001 ～	2019.01 (H31.01) ～ 2019.11 (R01.11)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 62kWh リチウムイオンバッテリー + 最大出力 160kW (218PS) 電動機搭載車追加 (+ X グレード)
③	ZE1-090001 ～	2019.12 (R01.12) ～ 2021.04 (R03.04)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ プロパイロット性能向上 ▪ USB ポート追加等装備充実化
④	ZE1-120001 ～	2021.05 (R03.05) ～	<ul style="list-style-type: none"> ▪ プロパイロットが電子制御装置整備の対象となる ▪ フロントグリル周辺の色変更 ▪ オートライトオフスイッチ廃止

※ 1：上記のとおり、本書作成時の令和 3 年 12 月現在、リーフ ZE1 のマニュアルについては①～④の 4 つに区分され、それぞれを参考にして本書を作成しています。従って、5 区分目以降の車両について、本書の内容と異なる場合もあることをご注意ください。

※ 2：各項目において、上記の区分により内容が異なる場合があります。各項目の見出しを参照のこと。

- 日整連発行「技術情報」2017・11 月号・No.568 における「ニッサン・リーフ（ZE1 型）新型車の紹介と点検整備方式」
- 自動車の点検及び整備に関する手引（平成 19 年国土交通省告示第 317 号、最終改正令和 3 年 4 月 1 日）

本書では、次のような略称及び記号を使用しています。

《略称及び記号について》

本書における略称・記号	用語
車両法	道路運送車両法
施行令	道路運送車両法施行令
点検基準	自動車点検基準
指定規則	指定自動車整備事業規則
保安基準	道路運送車両の保安基準
審査規程	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程
安衛法	労働安全衛生法
安衛則	労働安全衛生規則
[マニュアル]	日産自動車発行のマニュアルを参照した内容を示す。
[手引]	国土交通省告示「自動車の点検及び整備に関する手引」からの引用を示す。
※	注意点、参考を表す。

令和 4 年 1 月 編集部

第1章 特記事項

1

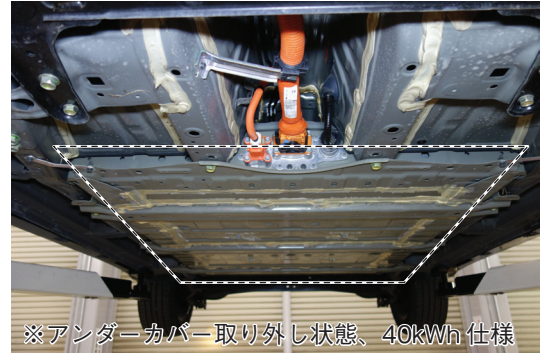
電動パワートレイン概要

1 バッテリ

1. 日産リーフ（ZE1型）は、床下に配置されたりチウムイオンバッテリーに蓄えられた電力を全ての動力源としている。

《リチウムイオンバッテリー仕様》

項目	仕様	
	総電力量 40kWh	総電力量 62kWh
種類	リチウムイオン電池	
構成	24 モジュール (192 セル)	16 モジュール (288 セル)
定格電圧	350.0V	352.3V
パック総重量	303.0kg	439.7kg



※アンダーカバー取り外し状態、40kWh仕様

【リチウムイオンバッテリー】

2 電動パワートレインコントロールシステム

1. リチウムイオンバッテリーに蓄積された電力は、高電圧直流電流で高電圧システムに電源を供給するとともに、DC/DCコンバータにより13～15Vに変換されて、12V電源系システムに電源を供給する。
2. EVシステムにおける様々な制御は、様々なセンサやコントロールユニットからの信号をもとにVCM（ビークルコントロールモジュール）が車両の状態を判断し総合的に行われている。

《VCMの主な制御内容》

制御内容		
EVシステム起動制御	リチウムイオンバッテリー充電制御	12Vバッテリー自動充電制御
高電圧電源供給制御	充電ポート制御	電源遮断制御
モータ出力制御	高電圧冷却システム制御	ASCD（オートスピードコントロールデバイス）
モータ回生制御	エアコンディショナ制御	回生協調ブレーキ機能
ドライブモードシステム	可変電圧制御システム	電制シフト制御

3 電圧冷却システム

1. 高電圧部品冷却用の電動式ウォーターポンプ及びアルミ製ラジエータによる水冷式クーリングシステムが採用されている。
2. 水温制御は、ラジエータサイドタンクに取り付いている水温センサ及び電動2連クーリングファンにより行われ、VCM（ビークルコントロールモジュール）の信号により制御される。

第2章 総説

1

販売車種一覧

1 NISMO 以外

区分	車名・型式（指定番号）	類別区分番号	駆動方式	グレード	モータ	
①	④	ニッサン ZAA - ZE1 (18653)	前輪駆動 2WD	S (40kWh バッテリー)	EM57	
				0001		
				0002		
				0003		
				0004		
				0005		X (40kWh バッテリー)
				0006		
				0007		区分③～ X、XV セレクション
				0008		
				0009		
				0010		
				0011		区分③～ X、XV セレクション
				0012		
				0013		G (40kWh バッテリー)
				0014		
				0015		
				0016		
				0019		e + X (62kWh バッテリー)
				0020		
				0021		
				0022		
				0023		e + G (62kWh バッテリー)
				0024		
				0027		S (40kWh バッテリー)
				0028		
				0037		X (40kWh バッテリー)
				0038		
				0039		X、XV セレクション (40kWh バッテリー)
				0040		
				0049		e + X (62kWh バッテリー)
0050						
0055	G (40kWh バッテリー)					
0056						
0058	e + G (62kWh バッテリー)					

②で追加

③で追加

※区分④のプロパイロットは電子制御装置整備の対象となる。

2 NISMO

区分			車名・型式（指定番号）	類別区分番号	駆動方式	グレード	モータ
① ②で 追加	③	④	ニッサン ZAA - ZE1 (18653)	0017	前輪駆動 2WD	NISMO (40kWh バッテリ)	EM57
				0018			
				0059			
				0060			

※区分④のプロパイロットは電子制御装置整備の対象となる。

2

打刻位置及びモデルナンバプレート [区分①～④同一]

1 車台番号打刻位置



【車台番号打刻位置】

2 電動機（原動機）型式打刻位置



【電動機型式打刻位置】

第3章 日常点検

1. 自動車の**使用者**は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準〔点検基準1条・別表1及び2〕により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。〔車両法47条の2-1項〕
2. 事業用自動車等〔点検基準別表3が適用される自動車〕及び自家用貨物自動車等〔点検基準別表5が適用される自動車〕の**使用者又はこれらの自動車を運行する者**は、前項の規定にかかわらず、一日一回、その運行の開始前において、同項の規定による点検をしなければならない。〔車両法47条の2-2項〕
3. 自動車の使用者は、前2項の規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。〔車両法47条の2-3項〕
4. 道路運送車両法で定める技術上の基準は、次に掲げる自動車の区分に応じ定めるとおりとする。〔点検基準1条〕
 - ①事業用自動車等〔点検基準別表3が適用される自動車〕、自家用貨物自動車等〔点検基準別表5が適用される自動車〕…別表第1
 - ②自家用乗用自動車等…別表第2

★編注：リーフの日常点検の実施について

自動車の区分		実施すべき点検内容	点検時期
事業用（旅客）		点検基準別表第1の項目	一日一回運行前
自家用（乗用）	レンタカー	同上	同上
	レンタカー以外（マイカー）	点検基準別表第2の項目	適切な時期

1

点検箇所とその方法〔区分①～④同一〕〔点検基準別表1・別表2〕

《表中の記号等について》

- 「●」 点検内容に記載があり、点検の義務があることを示す。
- 「―」 点検内容に記載がないことを示す（点検の義務なし）。
- 「該当なし」 点検内容に記載があるものの、リーフには該当装置等がない、もしくは該当する自動車の種別等ではないことを示す。
- 「*」 点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りることを示す。

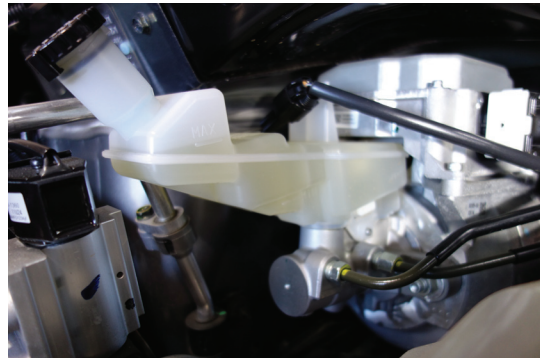
1 ブレーキ

点検内容 点検方法	事業用+ レンタカー 〔別表1〕	マイカー 〔別表2〕
①ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。	●	●
<ul style="list-style-type: none"> ▪ エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルをいっばいに踏み込んだとき、床板とのすき間（踏み残りしろ）や踏みごたえが適当であるかを点検する（床板とのすき間が少なくなっているときや、踏みごたえがやわらかく感じる場合は、ブレーキ液の液漏れ、空気の混入によるブレーキのきき不良のおそれがある）。〔手引〕 ▪ 踏み残りしろ 90mm 以上（READY 状態、踏力 196N、フロアトリムをめくった状態）〔マニュアル〕 		
②ブレーキの液量が適当であること。	●	●
<ul style="list-style-type: none"> ▪ リザーバタンク内のブレーキフルード量が規定の範囲（MAX～MINライン）にあるか点検する。〔マニュアル〕 		

③空気圧の上がり具合が不良でないこと。	該当なし	—
④ブレーキ・ペダルを踏み込んで放した場合にブレーキ・バルブからの排気音が正常であること。	該当なし	—
⑤駐車ブレーキ・レバーの引きしろが適当であること。	●	●
<ul style="list-style-type: none"> ▪ パーキング・ブレーキ・レバーをいっばいに踏んだとき、踏みしろが多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検する。[手引] ▪ 基準値 電動：該当なし [マニュアル] 足踏み式：6～7ノッチ（操作力196N） [マニュアル] 		



【ブレーキ・ペダル】



【リザーバタンク】

2 タイヤ

点検内容	事業用+ レンタカー [別表1]	マイカー [別表2]						
点検方法								
①タイヤの空気圧が適当であること。	●	●						
<ul style="list-style-type: none"> ▪ タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検する（扁平チューブレスタイヤなどのようにたわみの状態により空気圧不足が分かりにくいものや、長距離走行や高速走行を行う場合には、タイヤゲージを用いて点検する）。[手引] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">タイヤサイズ</th> <th style="width: 70%;">基準値（前・後）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>205/55R16 91V</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">250kPa (2.5kg/cm²)</td> </tr> <tr> <td>215/50R17 91V</td> </tr> <tr> <td>225/45R18 95Y (NISMO)</td> </tr> </tbody> </table>			タイヤサイズ	基準値（前・後）	205/55R16 91V	250kPa (2.5kg/cm ²)	215/50R17 91V	225/45R18 95Y (NISMO)
タイヤサイズ	基準値（前・後）							
205/55R16 91V	250kPa (2.5kg/cm ²)							
215/50R17 91V								
225/45R18 95Y (NISMO)								
②亀裂及び損傷がないこと。	●	●						
<ul style="list-style-type: none"> ▪ タイヤの全周に著しい亀裂や損傷がないかを点検する。また、タイヤの全周にわたり、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んでいないかを点検する。[手引] 								
③異状な摩耗がないこと。	●	●						
<ul style="list-style-type: none"> ▪ タイヤの接地面が異状に摩耗していないかを点検する。[手引] 								
④溝の深さが十分であること。	●（*）	●						
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 溝の深さに不足がないかをウェア・インジケータ（スリップ・サイン）などにより点検する。[手引] ▪ 1.6mm 以上であること [保安基準] 								
⑤ディスク・ホイールの取付状態が不良でないこと（この点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る）。	該当なし	—						

第4章 定期点検

1 定期点検の義務

1. 自動車（小型特殊自動車を除く）の**使用者**は、次に掲げる自動車について、それぞれに掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令〔点検基準2条〕で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。〔車両法48条1項〕

- ①自動車運送事業用自動車及び車両総重量8トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令〔点検基準3条〕で定める自家用自動車…3月
- ②有償旅客運送用自家用自動車（国土交通省令で定めるものを除く）、有償貸渡自家用自動車〔レンタカー〕その他の国土交通省令〔点検基準3条〕で定める自家用自動車（①に掲げる自家用自動車を除く）…6月
- ③①、②に掲げる自動車以外の自動車…1年

2. 自動車の使用者は、規定による点検の結果、当該自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために当該自動車について必要な整備をしなければならない。

〔車両法48条2項（同47条の2-3項準用）〕

★編注：リーフの定期点検間隔と自動車検査証の有効期間について

自動車の区分		定期点検の間隔／ 技術上の基準	自動車検査証の有効期間	
			初回	2回目以降
事業用（旅客）		3月／別表3	1年	←
自家用 （乗用）	レンタカー	6月／別表5	2年	1年
	レンタカー以外	1年／別表6	3年	2年

2 シビアコンディション（厳しい使われ方）の条件

1. 走行距離が多い場合および厳しい条件での走行が多い場合（目安：走行距離の約30%以上）厳しい使われ方に該当する。

自動車の区分	項目
①自家用（乗用）	A：悪路（凹凸路、砂利道、雪道、未舗装路）
	B：走行距離が多い（目安：20,000km以上/1年）
	C：山道、登降坂路
	D：短距離走行の繰り返し（8km以下/1回走行）
②レンタカー（乗用）	A：悪路（凹凸路、砂利道、雪道、未舗装路）
	B：走行距離が多い（目安：10,000km以上/1か月）
	C：山道、登降坂路
	D：短距離走行の繰り返し（8km以下/1回走行）
	E：車速20km/h以下の低速走行が主体の場合
	F：頻繁（10分以内）にエンジンの始動、停止を行う走行が多い場合または短い距離（10km以下）の走行を繰り返す場合
	G：時間頻度で50%以上の長時間アイドル運転を行う場合（例えば、1日の平均的な車両使用時間を10時間と仮定した場合、合計5時間以上をアイドル運転で使用している場合などが該当する）。

3 事業用（乗用）登録車について

1. リーフ ZE1 のマニュアルには事業用（乗用）、すなわちタクシーの点検整備方式の記載はない。

4 法定項目の判定基準（サービスデータ）

点検項目		判定基準			
かじ取り装置	ハンドル	操作具合	ステアリングホイール外周にて 0 ～ 35mm の遊び		
	かじ取り車輪	ホイール・アライメント	フロント	キャンバ	- 0° 30' ± 45'
				キャスタ	5° 05' ± 45'
				トーイン	アウト 1.0mm ～ イン 3.0mm
			リヤ	キャンバ	- 1° 25' ± 30'
	トーイン	NISIMO 以外	イン 1.0mm ～ イン 9.0mm		
NISIMO		イン 1.8mm ～ イン 9.8mm			
制動装置	ブレーキ・ペダル	遊び	3 ～ 11mm		
		踏み込んだときの床板との隙間	90mm 以上（READY 状態、踏力 196N）		
	駐車ブレーキ	踏みしろ	足踏み式パーキングブレーキ：6 ～ 7 ノッチ（操作力 196N）		
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	シューの摺動部分及びライニングの摩耗	足踏み式パーキングブレーキ：限度厚さ 1.5mm		
		ドラムの摩耗及び損傷	足踏み式パーキングブレーキ：限度内径 173mm		
ブレーキ・ディスク及びパッド	パッドの摩耗	限度厚さ 2.0mm			
	ディスクの摩耗及び損傷	限度厚さ／前：26.0mm、後 14.0mm			
走行装置	ホイール	ホイールナット及びホイールボルトの緩み	ホイールナット締め付けトルク 108N・m		
		フロント・ホイール・ベアリングのがた	軸方向のがた 0.05mm 以下		
		リヤ・ホイール・ベアリングのがた	軸方向のがた 0.05mm 以下		

5 定期交換部品

定期交換部品	区分		交換周期 (いずれか早い方)		指定品	容量
			走行距離	時期		
ブレーキフルード	自家用 (乗用)	1回目	—	3年	ニッサンブレーキフルード No.2500	—
		1回目以降	—	2年		
	レンタカー (乗用)		—	2年		
ブレーキホース	レンタカー (乗用)		—	4年	—	—
ディスクキャリパのシール及びダストシール	レンタカー (乗用)		—	4年	—	—
水冷式高電圧部品冷却用システム用冷却水	自家用 (乗用)	1回目	200,000km	15年	スーパーロングライフクーラント	4.6ℓ
		1回目以降	80,000km	4年		
	レンタカー (乗用)	1回目	160,000km	5年		
		1回目以降	80,000km	3年		

※編注：減速機のオイルは定期交換部品として指定されていない。

6 表中の記号等について

使用箇所	記号等	意味
点検時期	文字色●	文字色を有するものは、メーカー指定項目を示す。 例「2年 シビアコンディションは1年」点検基準では2年ごとの点検項目と規定しているが、シビアコンディション時は1年ごとに点検を行うこととメーカーが指定している。
	—	点検内容に記載がないことを示す (点検義務なし)。
	該当なし	点検内容に記載があるものの、リーフには該当装置等がない、もしくは該当する自動車の種別等ではないことを示す。
事業用 (旅客) 自動車 / 別表第3	距離併用 2,000km	3月毎の点検項目であるが、新規検査を受けた日、または前回当該点検を受けた日以降の走行距離が2,000km以下の自動車は1回に限り省略しても良い。
レンタカー (乗用) / 別表第5	距離併用 4,000km	6月毎の点検項目であるが、新規検査を受けた日、または前回当該点検を受けた日以降の走行距離が4,000km以下の自動車は1回に限り省略しても良い。
自家用 (乗用) / 別表第6	距離併用 5,000km	新規検査を受けた日、または前回当該点検を受けた日以降の走行距離が1年あたり5,000km以下の自動車は1回に限り省略しても良い。

※別表6が適用される自動車について、初回車検3年である新車の2年目の点検時は1年毎の点検箇所の項目の点検を行う。

1

かじ取り装置 [区分①～④同一]

1 ハンドル

操作具合

1. 定期点検の間隔と記録簿の記載例

自動車の区分	事業用（旅客）／別表第3	レンタカー（乗用）／別表第5	自家用（乗用）／別表第6
点検時期	12月	12月	2年
記録簿の記載	点検を行い良好な場合 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> ■ハンドル 操作具合 <input checked="" type="checkbox"/> </div>		

2. 点検方法 [マニュアル]

①取付状態の点検

- ステアリングホイールを上下、左右、軸方向に動かしたときにガタがないか点検する。

項目	基準値
ステアリングホイール軸方向エンドプレー	0 mm

②遊びの点検 [マニュアル]

- 車両を READY 状態にしてタイヤを直進状態にし、ステアリングホイールを左右に軽く回したとき、タイヤが動き始めるまでの動き量をステアリングホイール外周上で測定する。

項目	基準値
ステアリングホイール遊び量点検基準値	0～35mm

※基準値を外れる場合は、ステアリングコラム ASSY 各ジョイント部のガタ、ステアリングギヤ取付状態を点検する。



【ハンドルの操作具合】

定期交換部品

1. ブレーキ・フルード

区分		交換周期 (いずれか早い方)		指定品
		走行距離	時期	
自家用 (乗用)	1回目	—	3年	日産純正 ブレーキフルード No.2500 (DOT3)
	1回目以降	—	2年	
レンタカー (乗用)		—	2年	

ブレーキシステム概要

1. リーフが採用している電動型制御ブレーキユニットは、内蔵されているモータによりマスタシリンダ部のピストンを動かすことでアシスト力を発生させている。
2. また、回生ブレーキを採用しており、走行中にブレーキペダルを踏み込むと摩擦ブレーキによる制動力及び駆動モータによる回生ブレーキを協調制御し、エネルギー回収を効率よく行うよう制御を行っている。
3. 次の工程を経て制動力が生じる。
 - ①ブレーキペダルの操作量をストロークセンサで検出し、電動型制御ブレーキユニットのコントロールユニット部に送る。
 - ②電動型制御ブレーキユニットのコントロールユニット部からの指令により電動型制御ブレーキユニットのモータを駆動させてマスタシリンダ部のピストンを押す。
 - ③マスタシリンダ部のピストンを押すことでブレーキフルードが ABS アクチュエータ・C/U に圧送される。

1 エア抜き

※作業を行う際は、ブレーキペダルを踏まずにパワースイッチを ON にする。

1. リザーバタンク内に異物などが入っていないことを確認し、新しいブレーキフルードを注入する。



【ブレーキフルードの補充】

第6章 完成検査

1. 本章は、リーフ（ZE1型）の完成検査実施例をまとめている。
2. 完成検査の実施方法等については、公論出版発行「How To 完成検査」を参照。

《書籍概要》

- 指定自動車整備事業者、特に自動車検査員が行う自動車が保安基準に適合する否かの検査、いわゆる完成検査の実施方法のポイントについてまとめた書籍。
- 完成検査の注意点等の動画を収録したDVD「How To 完成検査～検査機器による検査編～」を附属。
- 予価 2,000 円、A4 サイズオールカラー 128 ページ（予定）、令和3年1月発行予定。



【公論出版「How To 完成検査」】

3. また、保安基準及び審査規程の詳細（基準値等）についても、公論出版発行の「自動車検査ハンドブック」に委ねている。同書を参照のこと。収録内容はリーフに特化した完成検査実施の例となる。従って、リーフに関係のない項目については省略している。
4. なお、リーフは構造変更によって特種登録となる場合もある。しかし、本書において当該関連項目は収録していない。同じく構造変更により型式に「改」が付されている場合についても省略している。

1

自動車検査証等の記載事項との照合／同一性の確認 [区分①～④同一]

1. リーフの検査にあたり、次に掲げる項目について自動車検査証、登録識別情報等通知書もしくは自動車検査証返納証明書（以下、自動車検査証と記載）と現車を照合確認する。

自動車検査証と同一性の確認事項

自動車検査証		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途(自家用・事業用の別)	車体の形状
番号 00262 A	令和 3年 10月 22日	平成 30年 3月 30日	普通乗用車	乗用	箱型	
所沢 301 ゆ 5508	3年 10月 22日	30年 3月 30日	乗用車	乗用	乗用車	
ニッサン	[213]	5A	長さ	幅	高さ	
ZE1-020		448	179	154	880	
ZAA-ZE1	EM5.7	85.00	電気		18653	
所有者の氏名又は名称	株式会社 公論出版					
所有者の住所	東京都台東区上野3丁目1-8 [13006 0092]					
使用者の氏名又は名称	***					
使用者の住所	***					
使用の本拠の位置	埼玉県所沢市新郷197-1 [11507 0221]					
有効期間の満了する日	令和 5年 3月 27日					
備考	[所沢] 移転登録, 管轄変更入 [29年度税制] 平成30年3月28日 新規登録 免税措置済み 令和3年3月17日 継続検査 免税措置済み [走行距離計表示値] 27,300km (令和3年3月17日) 平成28年騒音規制車, 騒音カテゴリ M1A1A [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 44-01696 以下余白					

裏面もご覧下さい。

よくわかるハウツーシリーズ

How To 点検・整備&検査 リーフ (ZE1 型) 編

令和4年1月19日 発行

定価 2,200 円 (税込) / 送料 300 円

■ 発 行 株式会社 公論出版
〒 110-0005 台東区上野 3-1-8
電 話 03-3837-5731
F A X 03-3837-5740

■ 印 刷 照栄印刷 株式会社
〒 116-0001 荒川区町屋 1-38-16 菱興町屋ビル
電 話 03-3892-4111
F A X 03-3895-2400